

春日井市私立保育園等 A E D 設置補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、児童の突然の心停止の事態に対し、迅速かつ適切に救命処置を実施するため、自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）を設置する私立保育園等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第 2 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、A E D 本体、バッテリー、電極パッド及び収納ケースの購入費用とする。

- 2 補助金の交付を受けようとする年度における補助限度台数は、1 施設につき 1 台とする。
- 3 補助事業者が、既に補助金の交付を受けた施設について再度補助金の交付を受けようとする場合は、補助金により購入した A E D 本体の製造元保証期限の属する年度以降に申請しなければならない。

(補助事業者及び補助金額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)及び補助金額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助要件)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 春日井市自動体外式除細動器設置施設登録要綱（平成28年4月1日施行）の規定を遵守するとともに、同要綱第3条の規定によりAED設置施設の登録をすること。

(2) AED設置施設に応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年3月30日消防救第41号）に規定する普通救命講習を受講している、又は受講する者を配置すること。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて設置された私立幼稚園及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項により設置された認定こども園又は同法第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園をいう。以下「私立幼稚園等」という。）が補助金の交付を受けようとする場合、前項各号の要件に加え、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 当該補助金の交付を受ける年度において愛知県私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金交付要綱によりAEDの購入費補助を受けること。ただし、当該補助を受ける年度において愛知県私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金（以下「県補助金」という。）が交付されない場合は、この限りでない。

(2) 当該補助金の交付を受ける年度において春日井市私立幼稚園補助金交付要綱及び春日井市認定こども園運営費等補助金交付要綱によるAED購入費補助を受けないこと。

（申請の期日）

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の2月末日とする。

（申請書に添付すべき書類）

第6条 規則第3条第3号の規定により補助金等交付申請書に添付

すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 見積書

(2) A E D の仕様が確認できるカタログ等

2 前項の規定にかかわらず、私立幼稚園等については、前項各号の書類に加え、県補助金に係る交付申請書及び添付書類の写しを添付するものとし、県補助金交付決定通知書の写しについては、受領後速やかに市長に提出するものとする。ただし、当該補助を受ける年度において県補助金が交付されない場合については、所要額調査、その他その旨を証する書類等を提出するものとする。

(申請の取下げのできる期日)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助事業者の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) A E D 設置に係る領収書、内訳書及び保証書の写し

(2) 設置状況の確認ができる写真

2 前項の規定にかかわらず、私立幼稚園等については、県補助金に係る実績報告書提出後速やかに、前項各号の書類に加え、当該実績報告書及び添付書類の写しを添付するものとし、県補助金確定通知書の写しについては、受領後速やかに市長に提出するものとする。ただし、当該補助を受ける年度において県補助金が交付

されない場合については、この限りでない。

(検査等)

第 10 条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(関係書類の整備)

第 11 条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了後 5 年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

補助事業者	補助金額
私立保育園（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。）及び小規模保育事業所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条に基づき地域型保育給付（小規模保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市長の確認を受けた事業者をいう。）	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、150,000 円を限度とする。
学校教育法に基づいて設置された私立幼稚園	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額から県補助金を控除した額とし、150,000 円を限度とする。
認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項及び第 3 項により設置された認定こども園又は同法第 17 条第 1 項により設置された幼保連携型認定こども園をいう。）	県補助金の補助率が 2 分の 1 を下回る場合に対象とし、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額から県補助金を控除した額とし、150,000 円を限度とする。